

富山大学附属病院長の選考の基準

令和6年10月22日
学 長 決 定

富山大学附属病院長となることができる者は、医師免許を有し、以下に掲げる資質・能力等を持つものとする。

1. 人格が高潔で学識に優れ、地域及びグローバルな視野を持ち、大学の教育、研究、社会貢献の使命を達成できる者
2. 富山大学の理念を踏まえ、中長期的な目標に向かって部局としての具体的な構想を示し、強いリーダーシップをもって、その計画を実現できる者
3. 附属病院又は附属病院以外の病院での組織管理経験、高度な医療を司る特定機能病院の管理運営上必要な資質・能力及び経営改善能力等、病院の管理運営に必要な資質・能力を有している者
4. 医療安全管理業務の経験並びに医療安全を第一に考える姿勢及び指導力等、医療安全確保のために必要な資質・能力を有している者
5. 附属病院の理念である大学病院としての使命と診療への患者参加の重要性を認識し、病める人の人権や個別性を重視した信頼される先進医療を提供するとともに、将来の医学発展を目指した研究を推進し、専門性と総合性を兼ね備えた医療人の育成に積極的に関与することができる者
6. 県内唯一の医育機関及び特定機能病院としての取り組みや地域がん診療連携拠点病院、地域周産期母子医療センター等としての取り組みを通じて、富山県における地域医療の中核的役割を果たすことができる者